

日進市社会福祉協議会ボランティアセンター登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市（以下「本市」という。）のボランティア活動の推進のため、日進市社会福祉協議会（以下「本会」という。）内のボランティアセンター（以下「センター」という。）にボランティア登録制度を設け、その登録の実施にあたり必要な事項を定める。

(登録対象)

第2条 登録できる団体等は、主体的な参加に基づくボランティア活動及び社会貢献の一環としてボランティア活動を行っている個人及び団体であり、以下の（1）から（6）のすべてを満たすものとする。

- (1) ボランティア活動することを目的とした個人及び団体
- (2) 団体登録の場合は、5人以上の会員等で構成され法人格を持たない団体
- (3) 主に本市内でボランティア活動を行う個人及び団体
- (4) ボランティア連絡協議会に加入または協力する個人及び団体
- (5) 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が取り扱うボランティア活動保険に加入する個人または保険加入する会員から構成される団体
- (6) 団体構成員以外の市民を招く開放された活動を行う団体

2 次の各号に掲げるものは、登録することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動、営利活動を目的とした個人及び団体
- (2) 有資格者で行われるべき活動を行う個人及び団体
- (3) 公共の福祉に反する活動を行う団体
- (4) その他、本会会長が適切でないと認めた活動を行う個人及び団体

(登録申請手続き)

第3条 登録を希望する団体及び個人は、ボランティア登録票（団体用）（様式1-1）、ボランティア登録票（個人用）（様式1-2）を本会会長に提出する。

2 団体登録の場合は、以下の資料を添付し提出する。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿（役員・住所・氏名・電話番号が記載されたもの）（様式2）
- (3) ボランティア活動事業計画書（様式3）

(登録期間)

第4条 団体の登録期間は毎年4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。年度の中途登録については、登録完了日の年度の3月31日までとする。

2 個人は登録期間を定めないが、住所、連絡先等の登録情報の変更があった場合は必ず本会に連絡するものとする。

(登録承認通知)

第5条 本会はボランティア登録票を受けた時は、これを審査し登録の可否を決定し、ボランティア登録承認・不承認通知書（様式4）により通知する。

(登録証)

第6条 本会は、登録した団体に対し、登録証(様式8)を発行する。

(登録内容の変更)

第7条 登録内容の変更を希望する者は、ボランティア登録内容変更届(様式5)を本会会長に提出する。

(登録の取消)

第8条 登録の取消を希望する者は、ボランティア登録取消届(様式6)を本会会長に提出する。

2 第1項に基づく届け出のほか、登録ボランティアが以下のいずれかに該当すると認められた場合は、本会は登録を取り消すことができるものとし、ボランティア登録取消決定通知書(様式7)により通知する。

(1) 第2条に非該当となった場合

(2) 個人の登録ボランティアが死亡した場合

(3) 登録団体が解散した場合

(4) 登録した個人及び団体が、公共の福祉に反する活動を行った場合

(5) その他、本会会長が不適格と認めた場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。